平成２３年（フ）第１０１７号
京都市南区唐橋赤金町67番地の２
破産者　吉美健創合資会社
１　決定年月日　平成23年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
兵庫県明石市野々上３丁目13番９号　502号室
破産者　株式会社カネゲン
１　決定年月日　平成23年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村10番地の24
破産者　有限会社角田商店
１　決定年月日　平成23年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第３９号
熊本県玉名市片諏訪70番地
破産者　亡松浦久子相続財産
１　決定年月日　平成23年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１６２号
沖縄県沖縄市住吉１丁目11番23号　１Ｆ
破産者　具志堅達也
１　決定年月日　平成23年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３６５号
大津市里５丁目11番２号
破産者　光岡　幸子
１　決定年月日　平成23年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０４３号
札幌市白石区南郷通20丁目南２番41号　Ｒａｆａｙｅ：ｎａ―60ｚ号
破産者　秋山太加幸
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８号
埼玉県戸田市中町２丁目11番20号、旧住所東京都台東区東上野４丁目26番８―801号
アーバンステージ上野
破産者　市川　雪絵
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５６７号
埼玉県蓮田市西城３丁目39番地２
破産者　野口　和代
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６８号
さいたま市西区宮前町1714番地　ソラリス102号、旧住所さいたま市西区三橋６丁目1645番地１　マーレム大宮408
破産者　三瓶　芳子
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６１号
埼玉県新座市野火止７丁目10番24号
破産者　岩井　光明
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５２号
埼玉県川口市本蓮３丁目10番３号　川口東本郷団地１―205号室
破産者　須藤　真樹
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
川崎市中原区井田２丁目33番２―415号、開始決定時の住所横浜市港北区樽町３丁目９番65―601号
破産者　矢澤　孔孝
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９号
富山市西田地方町３―８―29　ＰＬＡＺＡ磯部111号室、住民票上の住所石川県羽咋郡宝達志水町正友ロ99番地
破産者　金田　　浩
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７２４号
大阪府守口市佐太東町１丁目35番４号、開始決定時の住所大阪府守口市佐太中町６丁目16番16号
破産者　瀬戸賢一郎
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７４号
大阪市平野区長吉長原東３丁目２―34　グランドーレ205号、開始決定時住所大阪市平野区長吉六反１丁目１番58号
破産者　世木　三郎
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３５号
大阪府守口市大久保町１丁目19番12号
破産者　菊地　健治
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７５２号
大阪府八尾市本町２丁目３番６―401号
破産者　光岡　正人
１　決定年月日　平成23年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部